

(策定) 2021年6月

東京都信用農業協同組合連合会 一般事業主行動計画

東京都信用農業協同組合連合会では、職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をより一層推進し、職員の働きやすい環境をすることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮し、活躍できるよう次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年7月1日～2026年6月30日までの5年間
(令和3年7月1日～令和8年6月30日)

2. 内 容

目標1：年次有給休暇の取得率を全員80%以上とする

(年間取得日数 / 年間付与日数)

：時間外労働時間を月平均10時間以内とする（管理職を含む）

<対策>

- ・令和3年7月～ 業務プロセスの見直しなど生産性の向上による年次有給休暇の取得促進および時間外労働時間の削減の実践

目標2：子どもの出生時における男性の育児休業の取得を促進する

<対策>

- ・令和3年7月～ 令和4年4月育児・介護休業法の改正による男性育児休業取得等の周知および体制整備
- ・令和4年4月～ 出産前後4週間の男性育児休業取得の促進

以 上